

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱いの変更等に伴う改正）

現 行	改 正																																		
(前略)	(前略)																																		
(割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)	(割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)																																		
第 243 条 <u>区間・経路等に制限のある種類の割引乗車券</u> 又は普通回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。	第 243 条 <u>個人旅行用乗車券類のうち別に定めるもの、被救護者割引普通乗車券、定期乗車券</u> 又は普通回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。																																		
2 <u>前項の規定にかかわらず</u> 、往復割引普通乗車券を所持する旅客に対しては、当該乗車券の往片及び復片について同時に乗車券類変更の申出があった場合に限り、その取扱いをする。	2 往復割引普通乗車券を所持する旅客に対しては、当該乗車券の往片及び復片について同時に乗車券類変更の申出があった場合に限り、その取扱いをする。																																		
(以下略)	(以下略)																																		
別表第 1 号の 3（第 57 条の 3）	別表第 1 号の 3（第 57 条の 3）																																		
特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間(第 57 条の 3 第 1 項第 1 号イ)	特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間(第 57 条の 3 第 1 項第 1 号イ)																																		
<table border="1"> <tr><td rowspan="8" style="text-align: center;">2025 年</td><td>4 月</td><td>7 日から 10 日まで、14 日から 17 日まで、21 日から 24 日まで</td></tr> <tr><td>5 月</td><td>7 日、8 日</td></tr> <tr><td>6 月</td><td>2 日から 5 日まで、9 日から 12 日まで、16 日から 19 日まで、23 日から 26 日まで、30 日</td></tr> <tr><td>7 月</td><td>1 日から 3 日まで、7 日から 10 日まで、14 日から 17 日まで、22 日から 24 日まで</td></tr> <tr><td>8 月</td><td>25 日から 28 日まで</td></tr> <tr><td>9 月</td><td>1 日から 4 日まで、8 日から 11 日まで、16 日から 18 日まで、24 日、25 日、29 日、30 日</td></tr> <tr><td>10 月</td><td>1 日、2 日</td></tr> <tr><td>11 月</td><td>-</td></tr> </table>	2025 年	4 月	7 日から 10 日まで、14 日から 17 日まで、21 日から 24 日まで	5 月	7 日、8 日	6 月	2 日から 5 日まで、9 日から 12 日まで、16 日から 19 日まで、23 日から 26 日まで、30 日	7 月	1 日から 3 日まで、7 日から 10 日まで、14 日から 17 日まで、22 日から 24 日まで	8 月	25 日から 28 日まで	9 月	1 日から 4 日まで、8 日から 11 日まで、16 日から 18 日まで、24 日、25 日、29 日、30 日	10 月	1 日、2 日	11 月	-	<table border="1"> <tr><td rowspan="8" style="text-align: center;">2025 年</td><td>4 月</td><td>7 日から 10 日まで、14 日から 17 日まで、21 日から 24 日まで</td></tr> <tr><td>5 月</td><td>7 日、8 日</td></tr> <tr><td>6 月</td><td>2 日から 5 日まで、9 日から 12 日まで、16 日から 19 日まで、23 日から 26 日まで、30 日</td></tr> <tr><td>7 月</td><td>1 日から 3 日まで、7 日から 10 日まで、14 日から 17 日まで、22 日から 24 日まで</td></tr> <tr><td>8 月</td><td>25 日から 28 日まで</td></tr> <tr><td>9 月</td><td>1 日から 4 日まで、8 日から 11 日まで、16 日から 18 日まで、24 日、25 日、29 日、30 日</td></tr> <tr><td>10 月</td><td>1 日、2 日</td></tr> <tr><td>11 月</td><td>-</td></tr> </table>	2025 年	4 月	7 日から 10 日まで、14 日から 17 日まで、21 日から 24 日まで	5 月	7 日、8 日	6 月	2 日から 5 日まで、9 日から 12 日まで、16 日から 19 日まで、23 日から 26 日まで、30 日	7 月	1 日から 3 日まで、7 日から 10 日まで、14 日から 17 日まで、22 日から 24 日まで	8 月	25 日から 28 日まで	9 月	1 日から 4 日まで、8 日から 11 日まで、16 日から 18 日まで、24 日、25 日、29 日、30 日	10 月	1 日、2 日	11 月	-
2025 年		4 月	7 日から 10 日まで、14 日から 17 日まで、21 日から 24 日まで																																
		5 月	7 日、8 日																																
		6 月	2 日から 5 日まで、9 日から 12 日まで、16 日から 19 日まで、23 日から 26 日まで、30 日																																
		7 月	1 日から 3 日まで、7 日から 10 日まで、14 日から 17 日まで、22 日から 24 日まで																																
		8 月	25 日から 28 日まで																																
		9 月	1 日から 4 日まで、8 日から 11 日まで、16 日から 18 日まで、24 日、25 日、29 日、30 日																																
		10 月	1 日、2 日																																
	11 月	-																																	
2025 年	4 月	7 日から 10 日まで、14 日から 17 日まで、21 日から 24 日まで																																	
	5 月	7 日、8 日																																	
	6 月	2 日から 5 日まで、9 日から 12 日まで、16 日から 19 日まで、23 日から 26 日まで、30 日																																	
	7 月	1 日から 3 日まで、7 日から 10 日まで、14 日から 17 日まで、22 日から 24 日まで																																	
	8 月	25 日から 28 日まで																																	
	9 月	1 日から 4 日まで、8 日から 11 日まで、16 日から 18 日まで、24 日、25 日、29 日、30 日																																	
	10 月	1 日、2 日																																	
	11 月	-																																	

3 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券類について乗車変更の取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

現 行			改 正		
	12月	1日から4日まで、8日から11日まで、15日から18日まで、22日から24日まで		12月	1日から4日まで、8日から11日まで、15日から18日まで、22日から24日まで
2026年	1月	5日から8日まで、13日から15日まで、19日から22日まで、26日から29日まで	2026年	1月	5日から8日まで、13日から15日まで、19日から22日まで、26日から29日まで
	2月	2日から5日まで、9日から12日まで、16日から19日まで、24日から26日まで		2月	2日から5日まで、9日から12日まで、16日から19日まで、24日から26日まで
	3月	2日から5日まで		3月	2日から5日まで
				<u>4月</u>	<u>6日から9日まで、13日から16日まで、20日から23日まで</u>
		<u>5月</u>		<u>7日</u>	
		<u>6月</u>		<u>1日から4日まで、8日から11日まで、15日から18日まで、22日から25日まで、29日、30日</u>	
		<u>7月</u>		<u>1日、2日、6日から9日まで、13日から16日まで</u>	
		<u>8月</u>		<u>24日から27日まで、31日</u>	
		<u>9月</u>		<u>1日から3日まで、7日から10日まで、14日から17日まで、24日、28日から30日</u>	
		<u>10月</u>		<u>1日</u>	
		<u>11月</u>		<u>30日</u>	
		<u>12月</u>		<u>1日から3日まで、7日から10日まで、14日から17日まで、21日から24日まで</u>	
				<u>2027年</u>	
			<u>1月</u>	<u>6日、7日、12日から14日まで、18日から21日まで、25日から28日まで</u>	
			<u>2月</u>	<u>1日から4日まで、8日、9日、15日から18日まで、24日、25日</u>	
			<u>3月</u>	<u>1日から4日まで</u>	
別表第1号の4（第57条の3）			別表第1号の4（第57条の3）		

現 行			改 正		
特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間(第57条の3第1項第2号イ)			特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間(第57条の3第1項第2号イ)		
2025年	4月	-	2025年	4月	-
	5月	-		5月	-
	6月	-		6月	-
	7月	18日から21日まで、25日から27日まで		7月	18日から21日まで、25日から27日まで
	8月	1日から3日まで、7日、10日、11日、13日から15日まで、22日から24日まで		8月	1日から3日まで、7日、10日、11日、13日から15日まで、22日から24日まで
	9月	12日から15日まで、19日から21日まで、23日		9月	12日から15日まで、19日から21日まで、23日
	10月	3日から5日まで、10日から13日まで、17日から19日まで、24日から26日まで、31日		10月	3日から5日まで、10日から13日まで、17日から19日まで、24日から26日まで、31日
	11月	1日から3日まで、7日から9日まで、14日から16日まで、21日から24日まで、28日から30日まで		11月	1日から3日まで、7日から9日まで、14日から16日まで、21日から24日まで、28日から30日まで
	12月	26日、28日、29日、31日		12月	26日、28日、29日、31日
2026年	1月	2日	2026年	1月	2日
	2月	-		2月	-
	3月	19日から31日まで		3月	19日から31日まで
		<u>4月</u>		<u>-</u>	
		<u>5月</u>		<u>-</u>	
		<u>6月</u>		<u>-</u>	
		<u>7月</u>		<u>17日から20日まで、24日から26日まで、31日</u>	
		<u>8月</u>		<u>1日、2日、5日、6日、9日、11日から14日まで、17日、21日から23日まで</u>	
		<u>9月</u>		<u>-</u>	
		<u>10月</u>		<u>9日から12日まで、16日から18日まで、23日から25日まで、30日、31日</u>	
		<u>11月</u>		<u>1日、6日から8日まで、13日から15日まで、20日から23日まで、27日から29日まで</u>	

現 行

改 正

別表第1号の5（第57条の3）

特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第3号イ）

2025年	4月	25日から30日まで
	5月	1日から6日まで
	6月	-
	7月	-
	8月	8日、9日、16日、17日
	9月	-
	10月	-
	11月	-
	12月	27日、30日
2026年	1月	3日、4日
	2月	-
	3月	-

	12月	25日から28日まで、31日
2027年	1月	4日
	2月	-
	3月	19日から31日まで

別表第1号の5（第57条の3）

特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第3号イ）

2025年	4月	25日から30日まで
	5月	1日から6日まで
	6月	-
	7月	-
	8月	8日、9日、16日、17日
	9月	-
	10月	-
	11月	-
	12月	27日、30日
2026年	1月	3日、4日
	2月	-
	3月	-
	4月	-
	5月	1日から6日まで
	6月	-
	7月	-
	8月	7日、8日、15日、16日
	9月	18日から23日
	10月	-
	11月	-

現 行	改 正		
		<u>12月</u>	<u>29日、30日</u>
		<u>1月</u>	<u>2日、3日</u>
	<u>2027年</u>	<u>2月</u>	-
		<u>3月</u>	-

附則

この通達は、2025年10月1日から施行する。